



本庁 〒328-8686 万町9-25 ☎22-3535 FAX21-2673
大平総合支所 〒329-4492 大平町富田558 ☎43-9205 FAX43-8818
藤岡総合支所 〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5 ☎62-0900 FAX62-4625
都賀総合支所 〒328-0192 都賀町家中5982-1 ☎29-1100 FAX27-7556
西方総合支所 〒322-0692 西方町本城1 ☎92-0300 FAX92-2611
岩舟総合支所 〒329-4392 岩舟町静5133-1 ☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁直電 ☎(22)3535

お知らせ

栃木市空き家等対策計画改訂に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、空き家問題の解消を図ることを目的とする計画である「栃木市空き家等対策計画」の改訂にあたり、実態調査や所有者へアンケートを行い、改訂案をとりまとめました。この改訂案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間 1月11日(火)～2月10日(木)(必着)

対象 市内在住・在勤・在学の方/市内に事業所等を有する個人・法人等/市税

三井住友銀行、常陽銀行における公金窓口納付の取扱いが終了します

三井住友銀行、常陽銀行での市税、使用料、上下水道料金その他公金に係る納付書による窓口納付の取扱いは、令和4年3月31日をもって終了します。お手持ちの納入通知書等に指定の納付場所として掲載されている場合でも、令和4年4月1日以降窓口で市税等公金を納付される場合は、別途手数料がかかりますので、ご注意ください。

なお、口座振替(自動払込)による納付は、引き続きご利用いただけます。

市税等公金窓口納付できる金融機関

足利銀行/みずほ銀行/群馬銀行/栃木銀行/栃木信用金庫/足利小山信用金庫/佐野信用金庫/鹿沼相互信用金庫/下野農業協同組合/上都賀農業協同組合/中央労働金庫/ゆうちょ銀行または郵便局(指定の納付書に限る)

☎ 会計課 ☎(21)2114

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている子育て世帯を支援するために「臨時特別給付金」を給付します。

対象児童

- 令和3年9月分の児童手当の対象となる児童(令和3年9月出生の児童は、令和3年10月分の支給対象であれば給付になります)
- 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童

給付対象 対象児童を養育する父母等のうち、主たる生計維持者

※令和2年中の所得が、児童手当の所得制限限度額以上(特例給付)に相当する場合は給付対象外

給付額 児童一人当たり一律50,000円

申請について

申請不要の方(給付対象者の方にお知らせ通知を発送しました)

- 令和3年9月分の児童手当受給者(令和3年9月出生の児童は令和3年10月分(平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童も養育している場合は併せて給付))
- 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童のみを養育している世帯で、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給した方(当該給付金を受給した方が、現在も継続して主たる生計維持者である場合に限る)
- 公務員で令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給した方(当該給付金を受給した方が、現在も継続して主たる生計維持者である場合に限る)
- 令和3年10月以降に出生した新生児を養育する父母等のうち、主たる生計維持者

申請が必要な方 上記以外の方

※申請方法・期限など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

給付予定日 **申請不要の方** 令和3年12月23日(木)
申請が必要な方 年明けから申請受付を開始し、順次給付

☎ 子育て支援課 ☎(21)2222

スマートフォンや郵送でマイナンバーカードの申請ができます

スマートフォンや郵送でマイナンバーカード(写真付き)が申請できる交付申請書を、電話で申し込みいただいた方に、ご自宅へ郵送します。市役所の庁舎に行かなくても申請ができますので、ぜひご利用ください。

※以前に届いたマイナンバーの「通知カード」がお手元にある方(記載内容に変更がない方)は、通知カードと一体になっている申請書でも申し込みができます。

※カードの受け取り時には来庁が必要です。

申込 栃木地域にお住まいの方は市民生活課に、そのほかの方はお住まいの地域の地域づくり推進課に、電話にて申し込みください。ご本人確認のうえ申請書をお送りします(同じ世帯の方の分も可)。申請書が届いたら、記載のQRコードをスマートフォンで読み取り手続きするか、写真を貼付して所定の宛先に郵送してください。

☎ 市民生活課 ☎(21)2126

各総合支所地域づくり推進課市民係

大平 ☎(43)9209 藤岡 ☎(62)0903
都賀 ☎(29)1102 西方 ☎(92)0306
岩舟 ☎(55)7754

市では、空き家問題の解消を図ることを目的とする計画である「栃木市空き家等対策計画」の改訂にあたり、実態調査や所有者へアンケートを行い、改訂案をとりまとめました。この改訂案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間 1月11日(火)～2月10日(木)(必着)

対象 市内在住・在勤・在学の方/市内に事業所等を有する個人・法人等/市税

提出窓口 建築住宅課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 建築住宅課(本庁舎3階)/市政情報センター(本庁舎4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 危機管理課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 危機管理課(本庁舎5階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 危険管理課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 危険管理課(本庁舎5階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

注意 当日受付

注意 当日受付

注意 当日受付

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

提出窓口 建築住宅課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 建築住宅課(本庁舎3階)/市政情報センター(本庁舎4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 危機管理課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 危機管理課(本庁舎5階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 危険管理課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 危険管理課(本庁舎5階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

注意 当日受付

注意 当日受付

注意 当日受付

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

災害計画、「栃木市水防計画」の改訂作業を進めています。このたびは原案を作成しましたので皆さんの意見をお寄せください。

募集期間 12月20日(月)～1月20日(木)(必着)

対象 市内在住・在勤・在学の方/市内に事業所等を有する個人・法人等/市税

提出窓口 建築住宅課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 建築住宅課(本庁舎3階)/市政情報センター(本庁舎4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

提出窓口 危機管理課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

閲覧場所 危機管理課(本庁舎5階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館/市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

注意 当日受付

注意 当日受付

注意 当日受付

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

国民年金3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支援します

遺族基礎年金

20歳になった方には、日本年金機構が「年金手帳」「国民年金課 ☎(21)2134

